

県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書

令和3年11月

奈良県教育委員会

目次

はじめに	P1
1 検証の目的	P2
2 検証事項と視点	P2
3 検証の方法	P2
(1) 検証委員会の設置	
(2) 検証委員会の開催状況	
4 検証委員会からの意見聴取結果	P3
(1) 「県立高等学校適正化推進方針」について	
ア 視点1 策定の時期・方法等について	
イ 視点2 教育環境整備について	
ウ 視点3 高校教育改革について	
(2) 「県立高等学校適正化実施計画」について	
ア 視点1 策定の時期・方法等について	
イ 視点2 教育環境整備について	
※ウ 視点3 高校教育改革については (1)ウ であわせて意見聴取	
(3) 委員長のまとめ	
5 県立高等学校適正化の推進に係る検証のまとめ	P16
(1) 視点1 策定の時期・方法等について	
(2) 視点2 教育環境整備について	
(3) 視点3 高校教育改革について	
6 対応策	P20
おわりに	P21

はじめに

これからの時代を生きる子どもたちには、予測困難な社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を最大限に発揮し、自ら人生を創出することが求められる。このような時代の要請に学校が応える必要があることから、奈良県教育委員会では、おおよそ10年ごとに改訂される高等学校学習指導要領等も踏まえながら、時代の変化に対応した新しい高校づくり、社会や地域とつながる教育の推進、教育内容や校名の見直し等により、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を推進するための方針として「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～」（以下、「推進方針」という。）を、平成30年4月に策定した。その際、実施したパブリックコメントでは、具体的な学校名が明らかではなく、県民が具体的に理解することが難しいなど、様々な意見をいただいた。

その後、「県立高等学校適正化実施計画」（以下、「実施計画」という。）を検討し、適正化対象の具体的な校名を含む実施計画案を6月に公表、7月の県議会で可決された。しかし、教育委員会に多くの意見や要望、署名等が寄せられたため、実施計画案の一部校名と年次計画の変更を検討し、8月の教育委員会会議を経て、10月の県議会で実施計画修正案が可決された。

実施計画は推進方針に沿って、検討を行い策定したものであるが、実施計画により、閉校する学校や校名が変わる学校、学科やコースの改編により教育内容を刷新する学校が多数明らかとなり、遅れていた耐震化の問題も含め、各論についての様々な意見がその後も教育委員会に寄せられた。平成31年4月には、高等学校廃止処分取消等を請求する訴訟が奈良地裁に提起された。また、令和2年9月議会において、「実施計画に係る総括を行い、今後の県立高等学校の適正化について計画的に検討していく必要があり、どのように取り組むのか。」という質問をいただき、教育委員会として、推進方針及び実施計画の検討から実施に至るまでのプロセスについて検証することを表明した。

令和3年3月、前述訴訟の控訴審判決を受け、本年6月に外部委員からなる「県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）を設置し、4回にわたり教育委員会における計画等の策定プロセスについて、高校教育改革の動きや教育環境整備に関する視点も含め、意見聴取を行った。その結果をもとに、教育委員会において県立高等学校適正化の推進に係る検証のまとめを行い、今後の対応策を取りまとめた。

本報告書は、これらの内容をまとめたものである。

1 検証の目的

奈良県教育委員会が「推進方針」及び「実施計画」の検討から実施に至るまでのプロセスについて様々な角度から検証し、次期適正化を含む今後の県立高等学校の教育改革に関する施策に資することを目的とする。

2 検証事項と視点

検証する事項については、次の2点とした。

- ・ 県立高等学校適正化推進方針について
- ・ 県立高等学校適正化実施計画について

また、検証を進める際の主な視点として、次の三つを設定した。

- <視点1>策定の時期・方法等について
- <視点2>教育環境整備について
- <視点3>高校教育改革について

3 検証の方法

(1) 検証委員会の設置

検証の実施にあたっては、外部の委員から意見聴取を行うための検証委員会を設置した。

委員については、4名を委嘱した。

- 教育関係有識者 重松 敬一 氏 (奈良教育大学名誉教授)
- 行政法関係有識者 三住 忍 氏 (弁護士)
- 市町村教育行政経験者 上田 陽一 氏 (都市教育長協議会会長)
- P T A活動経験者 筒井 義一 氏 (奈良県P T A協議会会長)

※職等は就任当時のものである。

奈良教育大学名誉教授の重松敬一氏は、平成13年から平成15年に県立高校再編計画策定委員会の副委員長をお務めいただいている。奈良県の教育行政の展開を教育研究者の立場で長く俯瞰されており、高校教育改革についての御意見をいただいた。

三住忍氏は、奈良弁護士会から御推薦をいただいた。計画策定に至るまでの情報公開の在り方について等、御意見をいただいた。

都市教育長協議会会長の上田陽一氏は、桜井市教育長であり、計画の影響を最も受ける中学生とその関係者、市町村教育委員会の視点から御意見をいただいた。

奈良県PTA協議会会長の筒井義一氏からは、中学生や小学生の保護者の視点から、また、地域と学校の連携の視点等から御意見をいただいた。

(2) 検証委員会の開催状況

検証委員会は以下の4回を実施した。

- ・第1回 令和3年 6月16日(水曜日)
- ・第2回 令和3年 7月 7日(水曜日)
- ・第3回 令和3年 8月25日(水曜日)
- ・第4回 令和3年10月14日(木曜日)

4 検証委員会からの意見聴取結果

検証委員会において、各委員に確認いただいた事項や現況、委員からの主な意見について掲載する。

(1) 「県立高等学校適正化推進方針」について

ア 視点1 策定の時期・方法等について

(ア) 推進方針策定の経緯 (詳細は次頁参照)

① 平成26年6月～平成29年3月

「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会」を奈良県立高等学校の配置と規模について課題の検証を行い、奈良県立高等学校の方向性について検討する目的で設置。

② 平成29年4月～平成30年1月

「奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化検討委員会」を奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化について、今後の実施計画を検討する目的で設置。

③ 平成29年10月～平成30年3月

教育委員会会議臨時会(第1回～第7回)を開催し、第7回に「県立高等学校適正化推進方針案」を議決。

年度	年月日	事務局内会議	教育委員会会議等	備考
H 26	H26.6.12	奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会設置		組織:教育次長、教委事務局関係課室長、教育振興課長(地域振興部)
	H26.6.19	[H26第1回委員会]		
	H26.8.4	[H26第2回委員会]		
	H26.9.4	[H26第3回委員会]		
	H26.12.26	[H26第4回委員会]		
H 27	H27.7.13	[H27第1回委員会]		
	H27.9.16	[H27第2回委員会]		
H 28	H28.10.26	[H28第1回委員会]		
	H28.12.21	[H28第2回委員会]		
	H29.3.1	[H28第3回委員会]		
	H29.3.27		教育委員会会議第19回定例会 報告事項 ・奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会における論点整理について	
H 29	H29.4.3	奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化検討委員会設置		組織:教育次長、参与、教委事務局関係課室長、教育振興課長(地域振興部)
	H29.4.28	[第1回委員会]		
	H29.5.23	[第2回委員会]		
	H29.6.29	[第3回委員会]		
	H29.7.25	[第4回委員会]		
	H29.8.10		教育委員会会議第8回定例会 その他報告事項 ・県立高等学校の配置及び規模の適正化について(今後の審議予定)	・これまでの流れ ・定例教育委員会における今後の審議予定
	H29.8.23	[第5回委員会]		平成30年度6月議会に適正化計画案提出
	H29.9.25		教育委員会会議第10回定例会 議決事項 ・教育委員会会議臨時会の開催について	・臨時会開催の目的:奈良県立高等学校の特色づくりを一層推進するため、教育内容等を全県的に見直すとともに適正な配置について検討し、適正化の概要及び実施計画を策定するため ・臨時会開催予定等:平成29年10月以降、月1回程度開催 地元教育関係者で構成する地域別協議会を開催 各学科等の関係者からのヒアリングを実施 平成30年2月を目途に適正化の概要を取りまとめる予定
	H29.9.26			県議会:文教くらし委員会 ・検討スケジュール報告
	H29.9.28	[第6回委員会]		
	H29.10.3		教育委員会会議第1回臨時会 議決事項 ・県立高等学校の適正配置に関する検討について	・高等学校の各学科の関係者等からのヒアリングの実施について ・地元教育関係者意見聴取を行うため、県内を3ブロックに分け地域別協議会を開催
H29.10.23	[第7回委員会]			
H29.10.31		教育委員会会議第2回臨時会 議決事項 ・第1回奈良県立高等学校適正配置検討地域別協議会の実施について その他報告事項 ・県立高等学校の適正配置に関する検討に係るヒアリングの実施について	・6名の高等学校各学科代表等よりヒアリングを実施	

年度	年月日	事務局内会議	教育委員会会議等	備考
H 29	H29.11		県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート実施	中学校長97名、PTA会長79名
	H29.11.28 H29.11.29		第1回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会	北部、中部・西部、南部・東部の3会場で実施 中学校長19名、県小・中学校PTA会長19名出席
	H29.11.30		教育委員会会議第3回臨時会 その他報告事項 ・県立高等学校の適正配置に関する検討に係るヒアリングの実施について	・3名の高等学校各学科代表、高校校長協会会長等よりヒアリングを実施
	H29.12.14	[第8回委員会]		
	H29.12.19		教育委員会会議第4回臨時会 その他報告事項 ・備考参照	・第1回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会実施報告 ・県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート集約結果 ・奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理(案)
	H30.1.16	[第9回委員会]		
	H30.1.20		県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート実施	奈良県PTA協議会会員199名
	H30.1.22		教育委員会会議第5回臨時会 その他報告事項 ・奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理について	・奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理(案)
	H30.1.29 H30.1.30		第2回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会	北部、中部・西部、南部・東部の3会場で実施 中学校長22名、県小・中学校PTA会長18名出席
	H30.2.19		教育委員会会議第6回臨時会 その他報告事項 ・論点整理	・第2回奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会実施報告 ・県立高等学校の今後の在り方に関するアンケート集約結果 ・奈良県立高等学校の適正配置検討に関する論点整理(案)
	H30.3.8		教育委員会会議第7回臨時会 議決事項 ・県立高等学校適正化推進方針(案)について	推進方針案可決
	H30.3.8			県議会:文教くらし委員会 県立高等学校適正化推進方針(案)を報告 県立高等学校適正化推進方針(案)公表
	H30.3.9		県立高等学校適正化推進方針(案)に対するパブリックコメント実施	時期:平成30年3月9日～4月6日 68名(92件)の御意見

(4) 委員からの主な意見

※(2)「県立高等学校適正化実施計画」についてと共通のものもあります。

(適正化検討開始の時期等)

- ・学習指導要領はほぼ10年ごとに改訂されるが、計画の策定に当たっては、子どもの減少の状況、社会の変化、世界との関係等を押さえながら、5年後を目途に教育委員会内部の検討を始め、次に外部有識者の意見を取り入れながら、情報公開及び意見聴取を実施するといったスパンをモデルにするのがよいのではないか。

(計画策定に係る組織)

- ・平成29年4月からの「奈良県立高等学校の配置及び規模の適正化検討委員会」は教育委員会内部の委員会である。地域住民や保護者の代表者等、外部委員を入れてもよかったのではないか。
- ・例えば校長先生等現場の方や、異なる立場の方に検討の段階から入っていただく方が、決まったことについての説得力があるのではないか。

(情報の公開)

- ・情報の出し方が難しいのは理解できるが、出せる情報は随時出していくことが大切である。
- ・生徒数減少等の情報を教育委員会だけがもっているのではなく、大まかなビジョンやできるだけ確かな情報を、保護者を含む県民と共有することが大切だ。
- ・いろいろな可能性の模索や検討を経て計画を策定したという事実はあるが、県民は決定した内容を知らされたのであり、理由については十分には知らされていなかった。
- ・少子化が進む中、平成26年から高校の規模や配置、あるいは高校教育改革について検討を始め、様々な観点からアンケート等も実施しながら進められてきた。検証委員会で検証している過程や内容が、情報として県民に伝わっていなかったことが課題だ。
- ・平成30年にパブリックコメントを実施しているが、学校名が明らかではなく、県民が具体的に理解することが難しかったと思う。もう少し具体的な内容も、情報として出した方が良かったのではないか。適正化や高校教育改革の具体的な中身については、決して間違った方向ではないと感じている。

(意見の聴取等)

- ・少子高齢化が進み、生徒数が減少する中、より良い環境で教育を行うためには、適正化の問題は教育行政の課題として状況の変化を常に「ウォッチング」しておく必要がある。
- ・自分の立場で意見を言い、それが反映されることに責任をもつというような自覚を、県民の皆様にもっていただけるような、相互のやりとりが大事になってくる。
- ・県の事業は県民に関わる問題であり、特に教育については全ての人が意見を言える立場にある。様々な意見を事前に収集することが必要だと思う。

イ 視点2 教育環境整備について

(7) 教育環境整備の経緯等

【高等学校の規模と配置】

生徒の急増期に対して、奈良県では普通科単独の高等学校を新しく設置して対応した。今回は、普通科を設置する高等学校を地域に一定残していくという考え方、地域と学校との関係を大事にしていくという考え方を大切にしながら、国レベルで議論が進んでいる普通科をどうしていくのかという教育改革についての議論を睨みながら進めてきている。前回の高校再編においても高等学校の特色化を進めながら生徒減少に対応し、どのように再編統合するかという考え方だった。

また、全県的な視野に立ち、生徒の学習・進路の希望や通学条件、地域バランスに配慮した課程及び学科の適正な配置を行う必要があり、学科ごとの配置については、普通科を設置する高等学校を郡市単位で1校は維持することとし、他の学科に関しては地域性を考慮して配置することとしている。

【高等学校施設の耐震化等】

耐震化については、平成18年度に策定された「奈良県耐震化改修促進計画」という県全体の計画において、学校施設について平成22年度に70%、平成27年度に90%以上にするという目標が設定されていた。その上で県教育委員会では、平成18年度に「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」を策定し、災害時に要配慮者がいる施設の耐震を優先して進めるため、特別支援学校の耐震化を優先して行うこととした。その結果、特別支援学校は平成26年度末時点で耐震化率100%となる一方、高等学校については平成25年度から29年度の5年間で耐震整備集中期間として取り組み、現在も適正化計画で定めた令和4年度までに耐震化を完了させるという目標実現に向け、取組を進めている。

特に奈良高等学校の耐震化については、耐震補強が可能な建物と、耐震補強では対応できず建替が必要な建物が混在している状況にあり、当初、耐震補強が可能な建物は耐震補強を実施する方向で進めていた。しかしながら、県立高等学校適正化実施計画の検討過程において、奈良市にある普通科高等学校の統合案も検討され、いずれかの校地が空く可能性があったため、県立高等学校適正化による空き校地の活用案、現在の校地での建替及び耐震補強案、前回の高校再編による廃校敷地の活用案等、様々な案を検討していた。平成28年1月には現地での建替の可否及び課題について、コンサルタント会社に調査業務を発注し、同年3月にコンサルタント会社から「県立高等学校耐震化事業関連調査業務報告書」を受け、現地での建替には工期40～43か月、工事費38億円程度かかることが判明した。ただし、工期については、現地建替工事の着手までに境界確定・測量業務、設計業務が必要で、これらの業務を合わせると建替工事の完了が早くても平成35年(令和5年)末頃になること、また、工事費については設計費、体育館の耐震補強費を含むと42

億円程度かかることが判明した。この後、奈良高等学校の現地建替を断念し、3校を2校に再編した後の平城高等学校校地に移転することとした実施計画（案）を総合教育会議で報告するとともに、公表した。

(4) 委員からの主な意見

(学校の規模と配置)

- ・ 少子化の影響で学校の規模が特に小さくなってしまふことにより、学校運営上、十分な教育環境を子どもたちに提供できない状況に陥ってきている。
- ・ 奈良県は特に南部地域で子どもの数が減ってきているが、学校の整備と特色化により、新しい学科ができたり、大学と連携したりという方向性が見える。地域と連携した学校づくりや特色ある専門学科の設置は、小さな規模だとより有効に学習が進められるという利点がある。規模については、入試の制度や改革の方向性とあわせて柔軟に考えてもらいたい。

(高等学校施設の耐震化等)

- ・ 耐震化と高校再編の時期が独立してそれぞれ実施できればよかった。時期が重なったことにより生じた難しさが保護者等に伝わっておらず、関係する学校の保護者、生徒が不満をもつことになった。その一方で、学校の維持の効率化を考えれば学校を減らすのも一つの方法ではないか等、いろいろな声がある。
- ・ 適正化と耐震化の時期が重なり、混乱を招いてしまったのではないかと感じる。合わせて計画をしていくということは大事なことだ。今後の長寿命化等の計画についても、適正化の内容、時期等をしっかりと見据え、関連して考えていくべきではないか。
- ・ 今後の校舎の長寿命化計画についても、次の適正化が必要な地域と重なりが出てくると考えられるので、問題を整理し、立てた計画を、公表していくことが大切だ。

ウ 視点3 高校教育改革について

(7) 高校教育改革の経緯等

【再編が目指す高校教育改革】

本県における中学校卒業生数は平成元年度にピークを迎え、それ以降減少を続けている。このような中、平成12年7月に今後の県立高等学校の目指すべき方向や県立高等学校の望ましい規模及び配置について「県立高等学校将来構想検討委員会」に諮問が行われ、翌年9月、「行ける学校から行きたい学校へ」という基本的な考え方のもと、特色化・多様

化の推進や魅力ある学校づくりなどの方向性を示した答申が出された。その後、この答申を基に、県立高等学校再編計画策定委員会において具体的な計画が検討され、平成15年6月に報告書が出された。高校教育や県立高等学校が抱える諸課題への対応も含め、高校教育における基礎・基本の充実、豊かな心を育てる教育の推進、自ら学ぶ姿勢の育成、明日を担う人材の育成、個性を重視した多様な教育の提供、教育内容の質的充実と教育活動の活性化という六つの視点を基本に据えて生徒が本当に「行きたい」と思える高校づくりを目標に検討されたものである。その目標実現のために必要な事柄を次の3点に整理し、今後の県立高等学校の目指すべき方向とした。社会情勢の変化と学習ニーズの多様化、少子化による中・長期的な生徒数の減少という当時から今日まで継続している課題に対応するため、この方向性は今回の適正化においても継承している。

- ・ 特色ある学校づくり
 - ① 生徒の学習ニーズに対応した学校づくり
 - ② 社会の要請に対応した学校づくり
- ・ 魅力ある学校づくり
 - ① 生徒一人一人の進路目標に対応した教育の展開
 - ② 特色に応じた施設・設備の充実
 - ③ 学校の枠を越えた連携
 - ④ 教員の資質向上と社会の人材の活用
 - ⑤ 特色に応じた入学者選抜
- ・ 活力ある学校づくり
 - ① 教育活動の活性化を目指して — 望ましい学校規模の視点から —
 - ② 高校の適正配置

平成16年度からの県立高校再編計画は、43校ある独立校を33校に再編・統合するものである。県立高校の構成については次の五つに分類された。

- ① 時代を担うスペシャリストを目指す高校
- ② 好きな分野・得意な分野を伸ばす高校
- ③ 基礎的な事柄を幅広く学ぶ高校
- ④ 学びたいときに学べる高校
- ⑤ 総合学科及び中高一貫教育

時代のニーズに応える新たな県立高校教育をつくりあげるという目的で、全ての県立高等学校を対象としていた。

【国が目指す高校教育改革】

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、第2次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関として平成25年1月に発足した教

育再生実行会議において、令和元年5月に新時代に対応した高等学校改革についての第11次提言が出された。その後、中央教育審議会への諮問があり、令和3年1月の『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（以下、「令和答申」という。）が答申された。この中には、「新時代に対応した高等学校教育等の在り方について」として、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化などの改革が盛り込まれた。令和3年3月、令和答申の内容等を受け、高等学校設置基準等が改正された。これまで高等学校設置基準により、我が国の高等学校の学科は、「普通教育を主とする学科」、「専門教育を主とする学科」、「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」の三つと規定されており、その中の「普通教育を主とする学科」は普通科とされていたが、これを普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科に改められた。これは、「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置であり、これにより「普通教育を主とする学科」においても一斉的・画一的な学びではなく、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びを提供するという観点から、各学校の特色化・魅力化の取組に応じて普通科以外の学科の設置が可能となった。

【適正化を目指す高校教育改革】

推進方針には、「時代の変化に対応した新しい高校づくり」を示しており、その中で各学校の特色化について触れている。そこでは、生徒急増期に設置した普通科高等学校の再編を実施して時代の変化に対応した新しい学校づくりを行うとした。これは、上記の国の方向性と基本的に一致していると考えてよい。

また、この方針においては、「社会とつながる実学教育の推進」及び「地域とつながる教育の推進」という観点から魅力と活力あるこれからの学校づくりを推進することとしている。これは、奈良県教育振興大綱が目指す地域での学びと仕事の円滑な接続を指向したものであり、高等学校において実学教育を一層推進することにより実現を目指すものである。今後も、学科改編、専攻科の設置などを含め、地域に根ざした実学教育の充実が求められるところである。

さらには、現在、高等学校を選ぶ際、多くの生徒が特色や教育内容ではなく、いわゆる「学習成績（偏差値）」を基準に選びがちであるという構造的な問題もある。この問題には、単なる偏差値序列という問題だけでなく、生徒が自ら学習する内容を選択していないことにより、生徒が受け身の姿勢となることの問題も孕んでいる。このことは、高校生の学習意欲の問題にも直結し、学びの質の担保に大きな影響を与えている。この問題に対し、推進方針には、「県立高等学校のいわゆる偏差値序列による垂直的多様化から教育内容の選択肢拡大による水平的多様化への転換」という大きな方向性を示している。この実現には、普通科改革、実学教育の推進を着実に進めながら、生徒の主体的な学校選択を促す必要がある。

(4) 委員からの主な意見

(高等学校教育のニーズ)

- ・社会そのものが動いており、社会のニーズも変化していく。変化の激しい社会のニーズを考慮して、高等学校の適正化を検証していく必要がある。
- ・奈良県は教育熱心な県であり、将来的な生徒数減少と大学進学率上昇についても配慮した上で、高等学校の適正な配置のビジョンをもつことが必要である。
- ・普通科の特色化を進めているが、普通科は大学進学のための登竜門的なイメージがあり、大学で選べばいいのではないかという傾向が強い。県民の意識改革も必要である。

(各高等学校での改革の取組)

- ・進学率を上げれば良いとか、進学率を維持すれば良いとかではなく、各高等学校が高校生の状況や地域のニーズを見て、自らをどう改革し、活性化していくのかということ、是非やっていただきたい。
- ・高校教育改革の今後の方向性として、学校が自らの特色をどのように出していくか、自らの改革をどう進めていくのかという課題がある。

(高等学校入学者選抜の在り方)

- ・子どもたちが将来に対する力を付けることができるように、入試の見直しや特色化の推進等、子どもたちの学習活動に有効に働くような高等学校の改革が求められている。
- ・高校入試について検討が必要ではないか。また、各高等学校の状況について受験生や県民への情報提供が必要である。

(高等学校教育に関する情報提供)

- ・各高等学校において、特色ある中期計画やスクール・ミッションの方向性等を積極的に情報公開していくことが大切だ。その情報を中学生とその保護者にできるだけ分かりやすく、素早く伝えてもらいたい。
- ・中学生が将来の方向性をある程度決めて普通科を選択できるように、各高等学校が魅力や特色をもっと発信する必要がある。文部科学省も普通科と普通教育の区別をし、普通教育の意義を再度考え、普通教育の特色化を図るという流れになってきている。
- ・情報提供に関わる最も身近なツールであるホームページを活用し、学校の特色や改革の方向性、卒業生の事例等を、分かりやすいレイアウトでもっと掲載するべきである。
- ・高等学校卒業後に就職を希望する子どもに対して、高等学校でどのような技術や資格について学べ、どのような企業とつながりがあるか等も、中学生が知ることができるようにしてもらいたい。
- ・これからの時代は、学校が一生懸命取り組んでいることを伝えていかなければならない。また、県民や保護者もそれらの情報に積極的にアプローチをすることが大切である。
- ・国全体として高等学校の特色化を一層図っていくという方向性だ。中学生には将来自分がどこへ進学し、どのように自己実現したいのかということについて、より意識できるような取組を、高等学校から示していく必要がある。そのことについて、市町村教育委員会にも理解をいただき、協力して進めてもらいたい。

(2) 「県立高等学校適正化実施計画」について

ア 視点1 策定の時期・方法等について

(7) 実施計画策定の経緯 (詳細は次頁参照)

① 平成30年4月～平成30年8月

「県立高等学校適正化実施計画推進委員会」を県立高等学校適正化実施計画を円滑に推進する目的で設置。

② 平成30年4月～平成30年8月

教育委員会会議臨時会(第1回～第6回)(一部非公開)を開催し、第4回に「県立高等学校適正化実施計画案」を議決。第6回に実施計画の一部変更案及び県立高等学校等設置条例を一部改正する条例を議決

(4) 委員からの主な意見

※(1)「県立高等学校適正化推進方針」についてと共通のものは掲載していません。

(情報の公開)

- ・高校再編の具体的な内容を示すだけでなく、今後の奈良県の高校教育改革や再編の方向性を県民に理解いただくことが大切である。
- ・中学生が情報を親子で共有し、自分の進路をきちんと考えられる機会を多くもてるように、県からも効果的に情報提供をしなければならない。
- ・中学生の進路選択の問題があるので、3年生だけではなく、1年生から周知徹底していくことが大切になる。
- ・今後適正化を考える上では、推進方針から実施計画の間に、推進計画として県民に状況をお知らせし、意見を聞き、特に中学校の受験に関わって齟齬が生じないような準備と情報提供が必要なのではないかと感じている。
- ・高校の再編については、保護者も中学生も関心が高い。中学生と保護者に一番情報が伝わるのは、中学校の進路指導や情報提供なので、中学校の教員にできるだけ具体的な情報を伝えてほしい。

年度	年月日	事務局内会議	教育委員会会議等	備考
H 30	H30.4.6	県立高等学校適正化実施計画推進委員会設置		
	H30.4.13		教育委員会会議第1回臨時会 議決事項 県立高等学校適正化推進方針について	推進方針可決 ・パブリックコメントの回答について検討
	H30.4.17	[第1回委員会]		
	H30.4.24		教育委員会会議第2回臨時会 議決事項 県立高等学校適正化実施計画案について その他報告事項 県立高等学校適正化推進方針と方針案意見募集結果の公表について	
	H30.5.8	[第2回委員会]		
	H30.5.14		教育委員会会議第3回臨時会 議決事項 県立高等学校適正化実施計画案について	・実施計画案の具体を検討
	H30.5.23	[第3回委員会]		
	H30.5.30		教育委員会会議第4回臨時会 議決事項 県立高等学校適正化実施計画案について	・実施計画案の具体を検討
	H30.6.8		平成30年度第1回総合教育会議	・県立高等学校適正化実施計画(案)の概要を報告
				県立高等学校適正化実施計画(案)公表
	H30.6.14		教育委員会会議第4回定例会 報告事項 県立高等学校適正化実施計画案について	・実施計画案公表までの報告
	H30.6.18	[第4回委員会]		
	H30.7.3			県議会： 県立高等学校適正化実施計画案可決
	H30.7.20	[第5回委員会]		
	H30.7.26		教育委員会会議第5回臨時会 報告事項 県立高等学校適正化実施計画に寄せられた意見について その他 適正化実施計画関係校長からの教育内容等に関するヒアリング	・教育委員会に多く寄せられた意見、要望、署名等について報告
	H30.8.3	[第6回委員会]		
	H30.8.9		教育委員会会議第6回臨時会 議決事項 県立高等学校適正化実施計画の変更について 県立高等学校等設置条例を一部改正する条例	・実施計画案の一部校名の変更と年次計画の変更(可決)
	H30.9.11		教育委員会会議第8回定例会 議決事項 教育委員会に出された請願について	・耐震化等に係る請願
	H30.9.26		教育委員会会議第9回定例会 議決事項 教育委員会に出された請願について	
	H30.10.5			県議会：実施計画修正案、設置条例修正案可決
H30.10.25		教育委員会会議第10回定例会 議決事項 教育委員会に出された請願について	・平成30年度教育委員会会議定例会の第12回、第14回、第18回、第19回議決事項に請願があげられた	
H30.11.21		教育委員会会議第13回定例会 その他報告事項 県立高等学校適正化実施計画案における再編等対象校代表生徒との懇談について	・10校を対象に実施 (平成30年9月18日～10月29日)	

イ 視点2 教育環境整備について

(7) 教育環境整備の現況

【地域と共にある学校づくり】

県立学校では、平成26年度から全ての学校で「地域と共にある学校づくり」を推進している。各学校においては、生徒の「社会を生き抜く力」を養成し、地方創生を担う人づくりにつなげることを目的に、地域や社会との協働の下、「地域への情報発信」「スポーツや文化を振興する取組」「地域創生に寄与する活動への参画」など多様な取組が展開されている。また、教育委員会では、令和4年度末までに全ての県立学校にコミュニティ・スクールを導入する予定であり、「特色と魅力ある学校づくり」「生徒の活動の活性化」の実現に向けて取組を進めている。

平城高等学校では、これまで地域で果たしてきた歴史的・文化的な役割を、奈良高等学校に継承するため、令和2年度に両校が中心となって地域との協議会を立ち上げ、具体的な取組を始めている。地域連携活動の引き継ぎについて、両校の生徒の協議等も実施している。地域との連携は、生徒が地域から学び、同時に地域の活性化に役立つことが重要であり、地域の方の意見を十分聴き、生徒の自発的な発案を大事にしながら、今後も地域と共にある学校づくりを進めていく。

【ICT教育環境】

教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校の臨時休業中等に教育活動を継続するため、オンライン授業を中心とする在宅教育に取り組むこととなった。ICT機器について、生徒の私物端末を教育利用する、BYOD方式(Bring Your Own Device)の導入を今後進めていく方針である。

現在、国のGIGAスクール構想に則り、小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部において国費を活用し、1人1台の端末の整備が令和2年度に終了している。また、校内ネットワークの高速化、大容量化について、耐震工事等で工事のできなかった4校を除き、令和2年度に工事が完了している。県立高校生の1人1台の端末については、既に国際高等学校ではBYODによる1人1台パソコン端末の環境が整えられ、各教科において端末を用いた授業等が行われている。板書や資料を配布する時間を短縮し、議論や振り返りを充実させていること、授業中に課題を生徒に一斉配信し、その取組状況をリアルタイムに把握しながら授業展開に生かしていることなど、国際高等学校の教員のICT活用指導力は飛躍的に向上しており、今後その取組の成果を広げていこうとしている。BYOD方式での端末の整備について、低所得世帯等の生徒に対しては、国費を活用し購入した機器の貸し出しを行う予定である。

(4) 委員からの主な意見

(地域と共にある学校づくりの推進)

- ・少子化が進む中、子どもの少ない地域では高等学校は必要ないとの考え方もあるが、地域と連携した学校として、コミュニティ・スクールを推進し、地域と共にある学校づくりの在り方について考える必要がある。

(ICT教育環境)

- ・ICTの整備に関連して、パソコンを置くには教室の机は小さい。教室の大きさや1クラスあたり的人数等、高等学校においてもGIGAスクール構想を進める上で、これからの教育環境についても同時に考える必要がある。
- ・教室自体を子どもたちがもっと学びやすいレイアウトにする等、学びのための環境デザインを検討することはどうか。
- ・GIGAスクール構想がスタートし、整備が進んだ。5年後にはその更新時期がくる。今度は補助金はない見通しだと聞いており、市町村についてはどう対応するのか、県と協力して今から考えなければならない。高等学校の教育環境の整備が必要となっているが、今後県がどのように情報提供し、保護者の理解を得ながら準備を進めていくのか、検討が必要だと思う。

(3) 委員長のまとめ

ア 改善策をとりまとめ報告書に盛り込むべき事項

視点1 策定の時期・方法等について

- 適正化を検討する際、教育委員会内部の組織による状況分析の後、できるだけ早期に外部有識者を組織に入れて検討を進め、その内容を県民に丁寧に伝えるプロセスが大切なことを、教育委員会は再認識してほしい。

視点2 教育環境整備について

- 平成7年度に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、県立高等学校では平成8年度から平成20年度にかけて順次耐震診断を実施していたことを考えると、前回の県立高校再編計画や今回の県立高等学校適正化実施計画の検討過程において、耐震化の状況や今後の方針等についても公表すべきであった。

また、県立高等学校の耐震化を進めるにあたって、国が示している耐震化の目標よりも進捗が遅れていること、特に奈良高等学校についてはコンサルタント会社にも依頼し現地建替の可否を検討した結果、現地建替及び耐震補強を断念することとなった経緯など、耐震化における課題や進捗状況を丁寧に公表すべきであった。

視点3 高校教育改革について

- 高等学校における生徒の自己実現を図るためには、入試の見直しや特色化の推進により、生徒が興味・関心をもって本当に行きたい、成長を促してくれるような学校づくりが何よりも大切である。それが「行きたい学校」がある、活気のある奈良県の都市づくりにつながっていくのではないかと考える。

イ 今後検討し、取り組むべき事項

- 高等学校も自らの特色化について一層明確にし、学校や教職員自身でホームページなどを通して公表するとともに、教育委員会もその特色化や県民への伝達にも一層の支援を行い、学校の自主性・自律性を確保するための学校改革の方向性を学校から教育委員会に提言することも必要である。
- 奈良高等学校の平城高等学校校地への移転について、多くの混乱が生じた事実を重く受け止めなければならない。今後も議論を深めながら、平城高等学校が果たしてきた歴史的・文化的な役割と成果を、奈良高等学校が継承するための対応を検討しなければならない。

5 県立高等学校適正化の推進に係る検証のまとめ

意見聴取結果を受け、課題に対する県教育委員会の見解を以下のとおり整理した。

(1) 視点1 策定の時期・方法等について

(適正化検討開始の時期等)

- ・前回再編が平成16年度から実施され、その後も一部学科改編等が実施されていたものの、適正化の検討開始時期はプロジェクト委員会設置の平成26年度となった。生徒数の減少や求められる教育内容の変化のスピードを踏まえると、より早い時期に検討を開始すべきであったと考える。
- ・前回再編から今回適正化検討開始までに時間を要したことは、前回再編が比較的大規模であったことから、次の適正化検討が想定されておらず、適正化を含む高等学校教育改革に関する議論が不活発になっていたことも要因として考えられる。このため、常時、高等学校教育改革を検討する体制づくりが必要と考える。
- ・今回の適正化検討について、推進方針策定から実施計画策定までの期間が短かったのではないかと批判もある。推進方針・実施計画ともに、報道発表や議会での報告や建議などを行ったが、次期適正化計画策定の際は、より多くの意見を踏まえた意思決定ができるよう、策定プロセスの検討が必要である。

(計画策定に係る組織)

- ・今回の適正化検討の初期段階は教育委員会内部組織（委員の一部は知事部局職員）において協議し、方針の検討以降は一定の公開性がある教育委員会会議での検討を行った。しかし、この検討組織について、閉鎖性が一部問題視されたことは事実である。次期適正化計画策定の際は、検討について外部からの可視性を高めるために、外部の教育関係有識者や学校関係者の代表等を委員に加えるなど、組織の在り方について検討が必要である。

(情報の公開)

- ・今回の適正化検討に関する論点整理は、「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会」の3年間の検討の結果として行ったものや、教育委員会会議（臨時会）の検討の結果として行ったものがある。しかし、これらの内容は県教育委員会のホームページにおいて公表していたものの、県民へのより積極的な情報提供を行うことが望ましかった。
- ・今後も生徒数の減少や更なる教育内容のアップデートが求められることは確実であり、まずは、これらの情報を県民に積極的に提供し、課題意識を共有することが、次期適正化の検討に当たって、極めて重要であると考えます。

(意見の聴取等)

- ・今回の適正化検討に当たっては、高校関係者へのヒアリングや各地域の教育関係者への地域別の協議会、さらにはPTA関係者へのアンケート調査などを実施し、論点整理や方針策定の参考とした。しかし、これらの結果の公開についても、県教育委員会のホームページに掲載するのみとなっており、より積極的なフィードバックが行われていたとは言えない。
- ・パブリックコメント手続に関しては、今回の適正化については、方針、計画の一連の意思形成過程において、奈良県パブリックコメント手続実施要綱に基づき適正に実施したものである。一方、再編等の対象となる校名など具体的な内容を含まない方針段階での実施について批判の声があったことについては、真摯に受け止めなくてはならない。例えば、年度スケジュールを示した実施計画を策定する前の段階で、学校再編等の内容を記した推進計画案を事前に示し、その案に対して、パブリックコメント手続を行うなど、検討の様々な段階で県民から積極的に意見を聴取する方法を検討する必要がある。

(2) 視点2 教育環境整備について

(学校の規模と配置)

- ・高等学校の適正化は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号) 第四条の規定「都道府県は、高等学校の教育の普及及び

機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。(以下、略)」に基づいて実施しているものであり、配置と規模の観点がある。

- ・配置については、今回の適正化において、推進方針に「普通科設置校を都市単位で1校は維持すること」などの方針を示しているが、学校ごとの規模については明確な方針を示していない。これは、生徒の定員の規模については、各高等学校が実施する教育や施設の状況によりその適正規模は異なることや、定員の規模は県域全体での規模をより重視して考慮すべきものとするからである。このため、各学校の規模の検討については、毎年度定める入学者選抜における募集人員の検討において適切に行うこととする。

(高等学校施設の耐震化等)

- ・今回の適正化の検討時には、耐震化の遅れという県立学校耐震化の課題が混在していた。今後も学校施設の整備を進めるにあたっては、適正化の方向性や検討状況を見捨てることはできない。施設整備についても、今後の適正化の方向性を常に確認しながら、適宜計画を見直していかなければならない。
- ・県立学校では、築30年以上経過している建物が8割に達しており、今後10年～20年の間に一斉に更新時期を迎える見込みである。そこで教育委員会では令和3年2月に「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」を策定し、学校施設に求められる機能・性能の確保、中長期的な施設整備に関するトータルコストの縮減、財政負担の平準化や人員配置の適正化による計画的かつ効率的な施設整備の推進を図ることとし、本整備計画については、県議会で報告するとともに、教育委員会事務局ホームページにおいて広く公表している。本整備計画については、将来の県立学校の再編成(適正化)の検討状況等を踏まえ、適宜見直すこととしている。

(地域と共にある学校づくり)

- ・高等学校においても、地域と共にある学校づくりの推進の重要性は増すばかりである。このことから、適正化により学校再編を行う際に、これまで築いてきた地域との関係を継承していくことが求められ、これまでの地域連携の成果を継承・発展させるための体制の在り方について具体化が必要である。

(3) 視点3 高校教育改革について

(高等学校教育のニーズ)

- ・令和4年度から適用される学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するためにも、変化の激しい社会の実像を捉え、そのニーズに応える教育の在り方を検討することが求められる。特に、現実的な問題としての生徒数の更なる減少への対応について、ビジョンを示すことが求められている。

- ・令和4年度から県立高等学校の中期計画の策定を教育委員会規則により求める予定であり、このスキームでのPDCAサイクルが各学校で実施されることとなる。この検証サイクルを次期適正化検討にも、十分、活用・反映させることが必要である。
- ・現代社会において、子どもたちに身に付けさせるべき力が急激に変化している。それに合わせた授業の形態や教え方、教員の役割の変化等を支えるために、ICTに関わるハード面、施設、環境を検討し、整備を進めていく必要があるとともに、教員のICT活用指導力の向上を図らなければならない。

(各高等学校での改革の取組)

- ・検証委員会からの意見では、各高等学校における改革の取組の必要性が強調された。このため、前出の教育委員会で規定する中期計画の運用を効果的に実施することとする。特に、中期計画策定の際は、各高等学校の社会的役割（いわゆる「スクール・ミッション」）を再定義し、教育活動に関する方針を策定するとともに教育活動に関する目標を定め、公表することとしている。学校評価制度を含め、これら学校運営に関する制度を通して、各高等学校における自発的な教育改革を促していく。学校改革の方向性については、学校から教育委員会に提言することも必要である。

(高等学校入学者選抜の在り方)

- ・検証委員会では、入学者選抜制度についても検討が必要であるとの意見が出された。現在、本県では、主に特色選抜、一般選抜という2回の受検機会を設けているが、その在り方を含め、高等学校の特色化、魅力化に対応する入学者選抜の在り方について検討が必要である。

(高等学校教育に関する情報提供)

- ・推進方針では、「普通科は進学、専門学科は就職」という硬直的な見方への懸念や、いわゆる偏差値序列による垂直的多様化から教育内容の選択肢拡大による水平的多様化への転換など、本県における高等学校適正化の中心的な考え方に言及しているが、これらの県民への情報提供は不足していた。また、検証委員会では、各高等学校からの情報発信が不十分であるとの指摘が複数の委員から出されていた。今回の推進方針では「広報の充実」についてその必要性を盛り込んでいるが、現状としてそれが不十分であるという認識のもと、各高等学校のホームページの充実をはじめ、ICT環境を最大限に活用した情報発信の在り方についての検討が急務である。

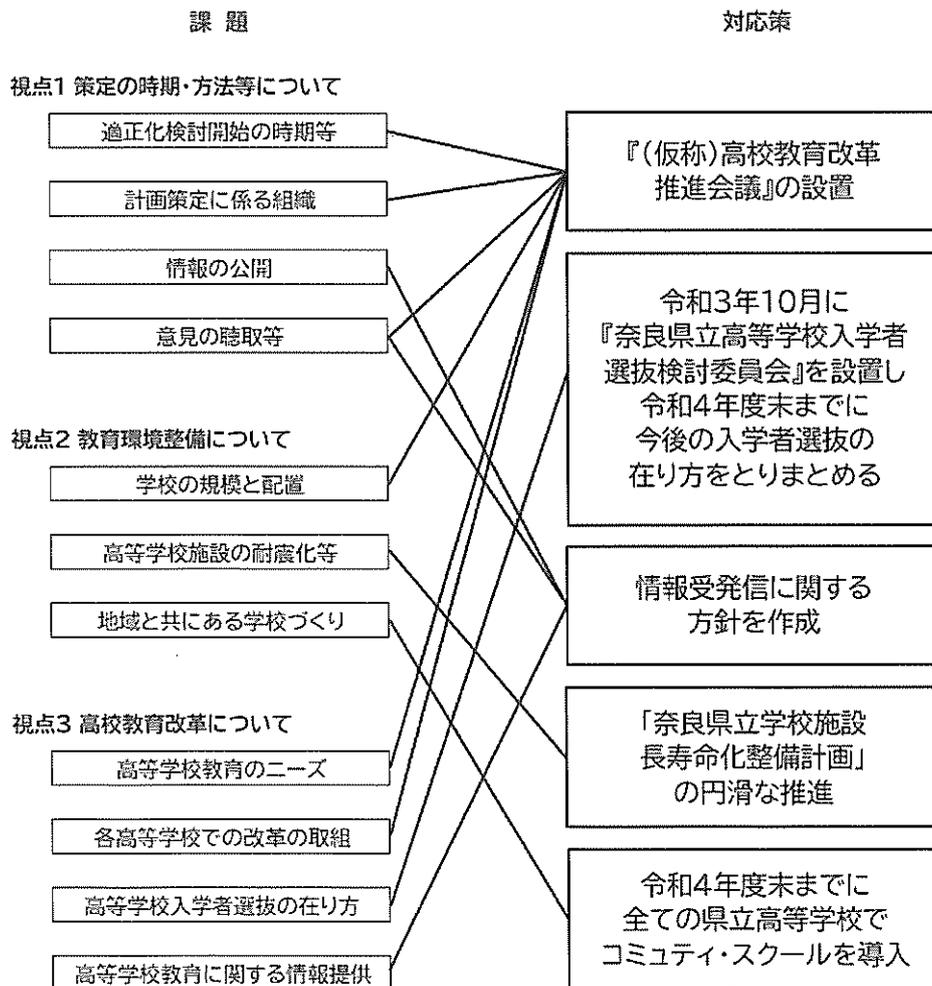
6 対応策

検証委員会において意見聴取した結果を受け、今後「(仮称) 高校教育改革推進会議」を設置することとし、今回明らかになった「適正化検討開始の時期」や「高等学校教育のニーズ」等の課題をはじめ、教育に関わる課題全般に対する検証や協議を継続的に行い、次期適正化につなげていくこととしている。また、本年10月に「奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会」を立ち上げ、令和4年度中に今後の入学者選抜の在り方を取りまとめる予定である。これらの会議では意見聴取や情報の提供を行う。さらに効果的な情報の収集及び発信に努めるため、情報受発信に関する方針を教育委員会で作成する。

耐震化等の課題に関わっては、今後進めていく長寿命化計画において、次期適正化を含む教育委員会の他事業の動向も見据えながら、円滑に進めていくこととした。

高等学校において、地域と共にある学校づくりの推進は重要であり、令和4年度末までに全ての県立学校でコミュニティ・スクールを設置する。今回の適正化による学校再編対象校が築いてきた、地域との関係を継承していくことが求められており、その対応についても検討を進めていく。

課題に対する主な県教育委員会の対応策を下図に表す。



おわりに

検証委員会では、計4回の会議を開催し、県立高校の適正化に関して、視点1 策定の時期・方法等について、視点2 教育環境整備について、視点3 高校教育改革について、様々な意見をいただいた。それらを踏まえ、現在、具体的に取組を進めている。

高等学校の入学選抜の改革、「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」や、県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入などについては、期限内に着実に実行することとしている。特に、対応策としての「(仮称)高校教育改革推進会議」の設置や、情報受発信に関する方針の作成については、今回の検証から得られた成果であり、今後、規程を定めるなどして、継続的に取り組む必要があると認識している。

また、今後検討し、取り組むべき事項として、委員長からまとめていただいた、学校の自主性・自律性の確保や、奈良高等学校の移転に伴う歴史的・文化的な役割の継承についての課題は、教育委員会での議論を踏まえ、今年度末までに具体的な対応策を示すこととしている。

最後に、過去の教育長の事務引継書がないことを問われたことなども真摯に受け止め、今後は教育行政の継続性、安定性の確保に努めてまいります。